

令和元年度 第3回江戸川区地域自立支援協議会 議事録要旨

<開催概要>

- 日時 令和2年2月6日(木) 午後1時30分～午後3時00分
場所 グリーンパレス 孔雀
出席者 小川会長、戸倉副会長、川野委員、中谷委員、磯部委員、薦田委員、菅委員
鈴木委員、松本委員、佐野委員、佐藤委員、川島委員、秋元委員、矢田委員
亀田委員、大沼委員、南波委員、井口委員、山崎委員
- 次第 1.開会
2.議事
(1) 江戸川区の地域共生社会について
(2) 災害時の障害者の対応について
(3) 第6期江戸川区障害福祉計画・第2期江戸川区障害児福祉計画の策定について
(4) 情報共有・その他
3.閉会

<議事要旨>

開会時刻 午後1時30分

障害者福祉課長

それでは定刻となりましたので、ただ今より令和元年度第3回江戸川区地域自立支援協議会を開会します。終了は、3時を予定しています。よろしく願いいたします。

初めに、本日の出欠状況を報告いたします。本日は、庄司委員、横山委員につきましては、ご都合により欠席との連絡をいただいております。

続きましては、本日の配布資料の確認をいたします。

資料確認

障害者福祉課長

ここからは、会長に進行をお願いしたいと存じます。会長、よろしく願いいたします。

会長

本日は限られた時間内に有意義な会議ができますよう、議事進行につきましては皆さまのご協力をお願いいたします。

本日の協議会は、公開として、傍聴者の希望を募っております。その点について、事務局からご報告をお願いいたします。

障害者福祉課計画係長

江戸川区ホームページにおいて傍聴者の希望を募りました。その結果、2名の方にお申し込みをいただき、本日、2名の方がロビーでお待ちになっております。皆さまのご了解を頂けた場合は入場していただきます。

傍聴の方への配布資料ですが、本日、皆さまにお配りしております資料のうち、資料1と2につきましては傍聴者の方にもお配りしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

会長

ただ今、事務局より傍聴についてご説明がありました。委員の皆さま方、よろしいでしょうか。

委員承認

それでは、傍聴の方にご入室いただきたいと思います。お願いします。

傍聴人入室

会長

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。議事の1「江戸川区の地域共生社会について」につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

障害者福祉課長

資料にはございませんが、地域自立支援協議会では、平成29年度から「江戸川区の地域共生社会について」ということをテーマに取り組みをさせていただいてきました。平成29年度および平成30年度の2年間につきましては、障害児者の地域生活に関する課題について、また、今年度は、地域社会の社会資源について、皆さまから多くの意見を頂いてきたところでございます。

前回の協議会におきましては、障害児者の地域生活を支える社会資源について、主に支え手としての取り組みをテーマにさせていただきまして、委員の皆さまのそれぞれの立場からのご意見を頂いたところでございます。

本日お配りしてございます資料1につきましては、前回いただきました委員の皆さまの意見をそれぞれ分野ごとにまとめて表示したものでございます。委員の皆さまに事前に送付させていただいたものと同じ資料となっております。

支え手としての取り組みとして皆さまから頂いたご意見につきましては、地域に向けた障害者理解に関する取り組みをはじめ、地域の社会資源とネットワークの構築、また、障害者に対する支援、障害者の社会参加や居場所づくりなど、さまざまなご意見を頂いたところでございます。

地域共生社会につきましては、子ども、高齢者、障害者など、地域に暮らす全ての人々が地域や暮らし、生きがいを共につくり、高めていく、そういった社会であると言われてございますが、これまで頂いたご意見につきましては、まさにその仕組みづくりにつながるようなご意見であったと認識してございます。

地域共生社会の実現につきましては、さまざまな課題があるかと思いますが、これまで頂きましたご意見を委員の皆さまに共有させていただくとともに、来年度予定してございます障害福祉計画の策定にもつなげていきたいと考えてございます。

また、これまでの取り組みテーマとは異なりますが、前回の協議会におきまして一部の委員から、台風19号の状況についてご意見を頂いたところでございます。

区でも台風19号の状況を基に、災害時の要配慮者に対する対応について、改めて、検討

させていただいているところでございます。そこで本日のテーマといたしまして、「災害時の障害者の対応について」ということを提案させていただいたところでございます。委員の皆さまのお立場におきまして、台風 19 号の際の状況も踏まえながら、災害時の障害者の対応に関する内容についてお話を伺い、情報共有を図れればと考えてございます。

会長

ただ今、事務局から報告がありました。今回、各団体の現在、もしくは今後の災害時における準備や取り組みについて、お話を順次伺っていただければと思っております。時間も制約がございますので、目安として、おひとり 2 ～ 3 分程度お話いただければと思います。また、ご発言中のご質問等に関しては、皆様の発言終了後に事務局より報告、連絡をお願いいたします。

それでは、順次マイクを回させていただきます。

委員

江戸川区歯科医師会では、災害時は、江戸川区歯科医師会会館に本部を置いて活動することになっております。

江戸川区歯科医師会では、日頃、医師会、薬剤師会の皆さまと連携を取りまして、トリアージ訓練、講習会、勉強会などを、年数回開催しております。

そして災害時には、250 名の会員を、区内 6 地区に分けまして、そこに分配してチームをつくっております。班長、副班長を置いて、その地区の拠点病院との連携のシステムを整えています。

それから、特に障害者の治療を行っている一之江にある口腔保健センターも重要な歯科治療の拠点と考えておりまして、備蓄も含め区民の被災者の診療の一助となるように整備しております。

委員

私たち民生・児童委員は、自分の地域を担当しておりまして、災害時のときには、まずは自分の家族が大丈夫であることが先にと言われております。その後で、状況にもよりますが、避難所の開設がどこで、どのように開設されているかをまず、最初に私たちは知りたいと思います。

先日、中学校の評議委員会で、ある校長先生が、台風 19 号のときに自分の学校は避難所を開設しなくていいようになっていたのですが、学校に足を運びまして、一応準備はしていたと話していました。そのときに、20～30 の方が避難していらしたのですが、避難所開設する学校ではなかったので、他の開設している避難所を案内するということがあったそうです。お断りするのとはとても心苦しかったので、その後は、こちらは避難所になってない旨の貼り紙をしたそうです。

まだまだ課題はいっぱいあるのではないかなと感じております。

障害者福祉課長

会長。

会長

はい。お願いします。

障害者福祉課長

説明が漏れてしまった所がございますので、追加で説明させていただきます。

本日、災害に関する状況をご意見いただくに当たりまして、区の災害担当であります危機管理室の職員を同席させていただいておりますので、委員の皆さまにご了解をいただければというところでございます。

私のほうからは以上です。

会長

はい。お願いします。

委員

本校は特別支援学校ということで、2次避難所として江戸川区と協定を結んでいます。2次避難所は、一度、1次避難所に避難していただいて、支援の必要な方、または障害のお持ちの方、ご高齢の方が、そこから振り分けをされて本校に避難するというシステムを想定していたということでございます。

ただ、台風19号の時は想定外ということで、既に1次避難所が満杯になってしまって、当日の夜7時ごろに1次避難所として開設できないかというようなお話を頂いたんですが、もう既に交通はまひしており、教員たちが参集できない状況で、協力できなかったということがありました。今後、台風のような場合にどうするのか、これから検討していく必要があると思っています。

本校の生徒も、すし詰め状態の避難所には避難できません。知的障害の子たちは声が大きかったり、環境に順応するのが難しかったりするものです。ほとんどの家庭が家でなんとか過ごしたり、親戚の家に身を寄せていたりと聞いています。そのことも含めまして、今後の対応を考えていきたいと思っています。

委員

江戸川区立の中学校のうち9校で特別支援学級がございます。特別支援学級には、重度の障害の方は現在いません。

先日の台風19号のときには184名の方が避難して来られましたけれども、地域の方々と協力し合って対応していただきましたので、車椅子で来られた方も含めて快適に過ごすことができたのではないかなと考えております。

避難所という言葉と退避所という言葉が混在して使われておりまして、台風のときには、被害が実際に起きていないので、避難所ではなく退避所というような設備になろうかと思いますが、その点がきちんと整理されると混乱がなくなるのではないかと思いますので、今後そのようにできればいいと考えております。

委員

ハローワーク木場では、避難所として指定されておられません。

災害時に、来られたお客さまを避難させるときは、職員がお客さまを優先して誘導していくという流れです。しかし、国の機関になるので、国より指示があればそれに従うこととなりますが、現在のところ、ハローワーク木場は、避難所として指定ということはないようです。

委員

障害者就労支援センターでは、東日本大震災が起きた後は、障害のある方、もしくはそのご家族は、できる限り近場の企業で勤めたいという希望があり、江戸川区に住む方が区内で働ける場所はないかと企業を開拓していました。

熊本の震災や広島の高雨の後には、企業の事業所が被災したら、機能できなくなります。そこで、在宅ワークを導入するということがあります。今回の新型コロナについても一部のニュースで障害者や健常者関係なく企業によっては、東京駅等を利用して通勤する方に関しては在宅ワークを導入して安心感をもって働くというような報道もありました。就労支援センターでは、企業と在宅就労をする方への支援はどうあるべきか、話しているところです。求められる支援は、震災毎に変わってきています。

また、就労支援センターは、2次避難所として開設することになっています。そこで、私が心掛けていることは、江戸川区に住む職員をなるべく採用しようと思っています。それは、私は西東京市から通っているの、災害時に江戸川区への通勤は限界があります。そうすると、近くに住む職員が多いほうが、準備ができるので、職員採用について指定管理を受託したときから気を付けています。

避難訓練など、今まで震災による災害を想定していました。しかし、今回の大型台風が来たときに、水害は全然違う対応が必要と感じました。例えば備蓄品なども1階に全部集約していました。それは、避難所を開設したら、1階で提供できるようにと想定したのですが、水没したら備蓄品は供給できないと思い、食べ物などの水に濡れてはいけない物は4階に備蓄品置き場を確保して、水に濡れても大丈夫な物や重い物は、下の階に置くなどの備蓄品の保管場所を2カ所にしていきます。水害と震災での対応を徐々に取り組んでいるところです。

障害者就労支援センターを避難所として開設しますが、水害の時は、川が近いので心理的に高い場所に避難したくなるものではないかと思えます。そのようなときに、近くの事務所や高い場所が安全ではないかと思えます。しかし、水が溜まってきてからの避難誘導は難しく、悩んでいます。

委員

社会福祉協議会は、災害時にボランティアセンターと一緒に、災害ボランティアセンターを立ち上げるようにしております。これは区内で大きな災害が起きたときに、地域外、区外からのいろいろなボランティアの方たちを受け入れるための窓口になるということと、支援が必要な所へ適切にボランティアの方が行っていただけるような、いわゆるマッチングを行っていくということになります。

災害ボランティアセンターは、実は他の市区町村では、社会福祉協議会の中で完結します。社会福祉協議会は全国にネットワークがありますので、ネットワークで連絡を取りながら運営していくということになります。

この災害ボランティアセンターの立ち上げ、または運営については、最近災害が頻発しているということもありまして、各地で実際に何回も立ち上がり、運営をしている所があります。そのような所を勉強しに行き、毎年、年に1回、立ち上げ運営訓練を行い、力を付けるようにしております。

このときに関わっていただいた災害ボランティア、区民ボランティアの方にもご参画いただいております。この災害ボランティアの方は、現在、登録していただいているのは50

名ほどいらっしゃいます。こういう方たちが、災害時には大変な力になるものと考えております。そのような方たちをもっと増やしていきたいということで、災害時ボランティア養成講座を、初級講座は年2回、中級講座は年1回開催して養成に努めてるところであります。

いずれにしても、常に、災害が起きたときに私どもの役割であります災害ボランティアセンターを最も効果的に迅速に運営していけるように今、努力しているというところでございます。

委員

精神障害者対象の就労継続支援B型事業所です。

障害福祉サービス事業所の視点の経験を述べさせていただきたいと思います。地震、火災、豪雨での浸水など、災害によって異なる準備、取り組みが必要になってきていると認識しています。当法人としての準備、取り組みの課題としては、台風19号が接近時に最寄りの区民館に土のうを取りに行きましたが、ほぼなかった経験から、土のうの十分な供給のお願いや、昨今の異常気象などから自家発電機の設置など、想定範囲外の災害の備えに対する支援の検討が必要になってきたのではと考えております。

通所者が通所時や帰宅時に事故、けが、交通機関の寸断に遭わないよう、早め早めの開所、閉所の判断が必要です。また、開所時に災害に遭った場合、避難すべきかとどまるべきか、避難が必要であればどこへ避難するのが良いのか、1次避難所なのか2次避難所が良いのか、地域の避難先の空き情報など、通所者の命を守る判断の基準となる江戸川区からの迅速な情報収集をお願いいたします。

江戸川区の要配慮者対応支援マニュアルの内容を見ますと、2次避難所の精神障害者の受け入れ先が2カ所あり、受け入れ人数が大丈夫なのか、徒歩での距離を考えるとどうなのかなと感じます。

以上の内容から、地震の発生時などの場合は、法人事業所内で通所者を抱え込まず、公共交通機関が動いている間に帰宅していただく、無事に帰宅できたかの安否確認をする、予測できる豪雨災害などであれば、あらかじめ閉所とする、各ご家庭で警報内容によっては、地域の避難所への避難をしていただくというのが現在の災害発生時の対処の限界です。

その備えとして、精神障害者の特性に配慮した、当法人作成のヘルプカードを通所者に日常的に携帯してもらい、避難先で支援を求めるものがあります。

課題として、独居の方、精神障害者のいる高齢世帯への災害発生時のきめ細かい支援体制の構築をお願いいたします。精神障害者の場合、精神薬の服用が必要であり、東日本大震災のときに実際あった事例ですが、柔軟な病院への受け入れ、精神薬の処方をお願いいたします。

また、当法人として中長期的に事業継続計画を作成、災害発生時の初動対応、早期に事業を復旧する備えを整備していきたいと思っております。

委員

台風19号の後、当事者とサービス事業所にいろいろお話を聞きました。重度知的障害の方や身体障害の方は、1次避難所に避難していないケースが多いです。避難所に行っても、大声を出したり、環境の変化の中で自傷行為や他害行為があったりと、とても連れていけないというお母さんが多かったです。身体障害の方に関しては、体の拘縮がある中でマット1枚の1次避難所に避難しても、自分たちはその場にいられないということで、自分の

家などで見ているしかなかったというケースが非常に多かったです。

そこで、民生委員の方や都営住宅の管理委員の方が助けてくれたってということがありました。福祉サービス事業所では何も手を出せなかったのです。例えば、移動支援についても、避難勧告が出てしまった後では、まず自分たちの命を守ることが必要になります。そういう中で福祉サービスに何ができるかもう一度見つめ直さないといけないと思います。

ほとんどの方が福祉サービスを利用している中で、災害時に機能的に動けるような体制を江戸川区と話し合っていきたいと思います。例えば、2次避難所として障害者福祉施設とありますが、1次避難所に行けなかった人たちが2次避難所に行けるかということ、1次避難所からの移行になると思います。また、ヘルパーも、1次避難所に警報が出ている中で行くのではなく、1日早く移動を頼まれたら十分に移動できるという話があります。

法令上、警報が出たら1次避難所を開設する流れではあると思いますが、障害を持っている人たちの安全を保障する意味では、1日前から想定される台風などの災害時には、1日前から動けるような体制を区全体で取れるような提案など含めて、福祉サービス業界は今回、全然動けなかった反省をして、事業所の範囲を超えた形でのワーキングチームを立ち上げて、最終的には地域自立支援協議会にご協力をしていただく形ができたらと思っています。

委員

前回の地域自立支援協議会の後、福祉部長より、もっといろいろな意見を集めてほしいと言われまして、アンケートを採っています。事業所では300人くらい利用者がおりますが、約149名から回答がありました。どういう形で避難勧告の情報を得たかというところ、防災行政無線、スマホ、携帯、エリアメール、テレビが多かったです。ただ、防災行政無線については、台風で風等も強かったこともあり、何を言っているか分からないという意見も結構見られました。

また、避難勧告地域に入っていた方で、どの程度避難したかということ、99名の方が避難勧告地域に入っていて、そのうち実際に避難した人は19名でした。約20%になります。その他の方は避難しなかったのですが、なぜ避難しなかったか聞きましたところ、障害があるため避難所で困ると思ったということが13名で16.5%。あとは洪水が迫った場合に住んでいる家の上階、もしくは近隣の高層の建物に避難すれば大丈夫だと思ったというのが60%。あとは、避難しなくても多分大丈夫だと思ったというのも1%近くありました。その他も25%くらいあるのですが、その理由として多かったのが、動物を飼っているとのことでした。また、エレベーターが止まった、母親が高齢のため移動は無理だったなどがありました。

また、台風19号の時は土曜日だったので、通所はしていなかったのですが、もし利用者が通所中に災害があれば、帰らせずに迎えが来るまで待ってほしいという意見や保護者連絡網を作ってほしいという意見がありました。昔は、保護者連絡網はあったのですが、今は個人情報との絡みで事業所から連絡網を作ることはありません。やはりこのようなことがあると、保護者連絡網が必要なこととして、そのような要望の意見も出ています。

そこで全体的な意見としては、良かった点と悪かった点も出ていますが、例えば学校の場所が分からないとか学校に問い合わせをし、障害者ということを説明したところ、空き教室を利用させてもらったことや車での避難を承諾してもらったり、犬もゲージに入れてくれれば大丈夫と言われたりしたことがありました。他には、温かく迎えてもらったことやマットが敷かれ、ポットのお湯も用意され、広いトイレが使えて良かったことや車を

校庭に置くことができたというような意見が出ています。

悪い点としては、ある小学校で、早い者勝ちの様相で、スタッフの指示や割り振りもなかったことや障害者への配慮は分からないが、乳幼児は別室が用意されていたことや配布された飲食物は少量のクラッカーのみで、全員分ではなく希望者のみであったことや水ぐらいはあると良いと思ったことや毛布がなかったので驚いたという意見もあります。

全体に見て、避難所では開設マニュアルがあるとは思いますが、このような意見から開設マニュアルだけではなくて、避難者の状況においてどういう対応するかというマニュアルのようなものを作っていただくといいのかなと思いました。

委員

私は、障害者の方の入所施設をしており、30人ほどが常時暮らしています。建物は3階建てでそれなりに頑丈な建物ということになっています。10メートルの高度制限があり、あまり高く造れませんので、すぐ天井に手が届くような構造です。

施設は、川の近くにあり、火葬場が、すぐ隣にあります。火葬場は広い敷地で、大樹が茂っていて、見るからに地震のときには絶好な避難場所になるというイメージがありましたので、河川敷に行くよりも、津波が来るかもしれないので、地震の時は火葬場に避難しようとして以前から決めていました。

ところが、ハザードマップを見ると火葬場の辺りが非常に低いのです。例えば施設は南北に長いのですが、南の道路と北の道路と高低差が50センチあります。さらに南に行くと路地によってはもっと高いところもあります。つまり海に向かうことになります。海の方が低くなって危険だという先入観がありましたが、実はハザードマップで見ると違っているということが分かりました。施設北側の火葬場の辺りが低くて、避難には適さないということが分かりました。

そこで、施設の人たちが何メートルもの水害や水没の恐れがあるときに、どこに逃げればいいのかといくら考えてもいい答えが出てきません。地域でもっと頑健な建物は、区立施設やいろいろな建物がありますが、そういう所はすぐに避難者であふれてしまうだろうと考えます。施設には、車椅子の方が20人以上になります。とても集団で避難ができるわけがないというような考えになってしまいます。

施設の3階は、新中川の土手よりも高い位置にありますから、そこまでなら辛うじて免れるのですが、それ以上の場合に計画をどのように考えればいいのか、非常に悩んでいます。ぜひ相談させていただきたいと思っています。

委員

知的障害者の親の会です。この協議会の前にプリントを配布することが難しかったので、会員の枝葉を利用して情報を集めました。

事前に予測できる災害と、地震のような突発的な災害では対応が変わってくるであろうと思います。今回の台風19号に関して、あまりに情報が、区の放送やテレビで入り過ぎると避難のタイミングがつかめなくて、迷っていて、いよいよと思って出掛けたら、避難所がいっぱいで断られてしまったということがあります。いっぱいの中に入れてもらえた方もいらっしゃるかもしれませんが、身の置き所がなくてどうしていいのか分からなくて大雨の中帰ってきたという方もいました。どこが空いているのかという、情報を担当している方が、ここだったら空いているかもしれないということを提供していただけたらありがたかったかなと思いました。

慣れない場所や大勢の中に入ることができずに帰宅したという方もいらっしゃいます。

事前に災害の予報をつかむことが難しい地震などは、どんなに避難所の整備と弱者対策をしても、第1避難所と第2避難所の区別がスムーズにいくのか、近隣住民とのトラブルは避けられないのではないかと不安がものすごくあります。

温かい避難所も中にはあるでしょうし、今後親の会の取り組みとしては、ホームページで会員にこの避難所がいいという情報をみんなに配信していくことができるようなシステムを考えていこうと思っております。

委員

肢体不自由児者父母の会の会員です。会としての対応は難しいのですが、今年の台風19号で避難勧告が出ました。そこで、会員の中では、一家族が避難されました。運よく近くの小学校に避難され、一晩過ごしたようです。そのときは避難所の皆さんが協力して助けてくださったそうで、ありがたかったと言っていました。

また、地域の小中高が避難所として設置されておりますが、体育館が2階に設置されているのに関わらず、エレベーターが設置されておらず、車椅子利用者は避難できない状況であったと聞いております。

災害弱者である障害の子どもたちを抱えている私たちは、避難所に行くことは無理と考えてしまいます。できないことが多く、手助けを必要とします。そこで、在宅避難をまずは考えています。それには、備蓄品をはじめ、自分たちができることは最低限しておくことが大切かと思えます。また、電気を必要とする日常生活用具などを使用している方は電源の確保なども必要になると思えます。そして、何より近隣の方とのつながりが大切で、情報を得ることが大事だと会員で話し合ったところです。

委員

精神障害者の家族会といたしましては、災害時について勉強会は実施してはいなかったのですが、この点は反省点であると思っております。

そこで、避難場所を確認しておくことや最低でも1週間の薬は予備として持っておくことというような話し合いは時々しております。あとは、一般的にいわれている対策になりますが、食料、水、寒さに耐えられる洋服、暑いときに必要なもの、排せつに関連した物などの体を守るための準備、行動ができるものと考えております。しかし、具体的に皆さんで話し合いをするまでは至っておりません。

そこで、精神障害者は実際に体験しないとどんな反応が起こるか不明な点があります。私たち家族にとっても、その場にはないとどういう行動を取っていいのか分かりません。当人もパニック状態になるので、誘導することがうまくできるかどうか、そういうことも考えられない状態です。

勉強していかなければならないことはいっぱいあります。まず相談できる医療関係者や支援者の方たちと家族でお話して、大事なことやしてほしいことを知らせていくことが、私たち家族会で進めていかなければならないのか、それとも、行政でそのような時間を持ってくださるのか今後伺いたいと思っております。

個人情報守秘義務がありますので、あらかじめ名簿作成など難しい面もあると思えますが、障害者手帳やサービス受給者などの注射の使用の有無などは私たちでできそうだと思います。こういうものができるといいと思っております。

それから、障害者の特性、精神障害者の特性に合わせた避難所になりますが、これはす

ごく難しいと思っております。一般の人と一緒に寝るのは無理な状況です。そのようなことも考えていただけたらと思っております。

委員

通所施設の保護者です。台風 19 号の発災後、保護者会、役員会にて数回にわたって、施設と話し合いをしました。その問題点としまして、新中川以西に避難勧告をされたのにも関わらず、区立障害者施設が避難所として開けなかったのはどうしてなのか。区立障害者施設が開設された際、地域の住民に災害時は住民のために開きませんという約束をしたということで、住民の方からの備蓄品とかを預かっている状態です。

また、区立障害者施設の鍵の管理は、運営している法人なのか、区が管理しているのかという質問がありました。

昨日、保護者会で、施設から区のマニュアルと今までの経過をまとめていただいたものを配布していただきました。

避難所として開設する場合は、区の防災危機管理課が担当して、避難所として開設するかどうかは区が行うということです。現時点では、鍵は施設の職員で行っており、区の職員が管理するかどうかは今後の課題だそうです。施設では、防災設備委員会および自衛消防隊を組織しており、年間の避難計画や備蓄管理なども行っていて、備蓄品は利用者、職員、地域住民 170 人の 3 日分を備蓄しているということです。

区立障害者施設は 2 次避難所になります。1 次避難所で対応できない人が 2 次避難所に移るということですが、災害発生後、フェーズ 2 というのが 4 日から 1 週間の期間があり、知的障害者はその間待てるかなど、不安なこともあるので、2 次避難所を少しでも早く開設していただけたらと思います。

委員

事業所における災害時についてお話をさせていただきます。当団体で名簿をもう一度作り替えていこうと再確認しております。一番心配している 1 次避難所から 2 次避難所に行くときの移動手段について確認をし直そうとしております。

指定特定計画相談支援事業所を立ち上げて、会員だけではなく、事業所の利用者を含めた全体的な災害時の避難システムを見直しております。

事務所の再生や他の事業所などとの連携を含めて、今後区とも相談しながら、視覚障害者の災害時の対応について避難所を含めて考えていこうと思っております。

連絡網などもまだ十分に機能していないと思います。ただ、皆さんとの連絡体制ができておりますので、それに従って災害時にどのような対応をしようかということで検討しているところです。秋ぐらいまでに災害が起きたときの対応について、再度見直しをしたいと思っております。

区にご協力いただいて、これからも区内の視覚障害者が災害時にどのようにしていこうかということを皆さんと相談しながら考えていこうと思っております。

委員

久しぶりに災害がテーマの話し合いができることを大変うれしく思います。江戸川区では約 1,600 人の聴覚障害者がいますが、その中で協会会員が 200 人ぐらいになります。会員ではない方のほうが多いと思います。防災について、どのように皆さんに広げていけばいいのかということもあります。

避難所について、通訳を呼ぶのは、地震発災後3日ぐらいあれば集まることはできます。手話通訳者がいれば食料などの情報は通訳を通して情報がもらえますが、手話通訳者がいないと、私たちは情報がなくて困ってしまいます。また、江戸川区の会員の中には、手話ができない方もたくさんいらっしゃるの、目で見えるために確認する方法として、どこに何があるという情報を張り出していただけたらすごくいいと思います。

その他に、台風19号の時は、ろう者のほとんどの方が自宅で待機しました。情報弱者といたしましては、早めに情報が頂けたらと要望したいと思います。

副会長

江戸川区内の人工透析の患者の会でございます。

台風19号に関しましては、12日土曜日の午後に計画運休があり、通院ができないという状況が想定されていましたが、あらかじめ分かっていたので、前日や朝早くから透析してなるべく早く帰る、日曜日に透析したなど今回は特に大きな問題はなかったと聞いております。

災害時に透析医療を確保するための対策になりますが、厚生労働省と日本透析医会が連携しております。各地で起きている大きな災害においても、透析は確保されているという状況であります。東京には日本透析医会の支部がこれまでなかったのですが、2018年1月に東京都透析医会が日本透析医会の東京支部としてできたことによりまして、ここ1~2年災害対策が非常に進んでおります。

東京都福祉保健局や電気事業者、医療品の企業などの関係団体や近隣の透析医会の先生方との広域連携を精力的に進めているところであります。

それから、特に注目すべきものとして、緊急時の透析情報共有マップがインターネット上に開設してあります。東京都内の全ての透析施設がマッピングしてあり、災害の担当者や受け入れ患者の数、それから透析の機械やベッドの数、送迎車の有無、規制除外車両の有無、自家発電や貯水槽の有無などの情報を事前に登録しておいて、災害時における水や電源の供給について事前に検討するための資料となる仕組みができています。

また、災害時に透析できるのかできないかという情報も登録して、誰でも見られるようになっております。今後どのように活用していこうか検討しているところです。

東京都におきましては、情報連携が進んでおりますが、他の地域では行政や透析施設、患者の連携があまり進んでないようですので、この連携を少し進めていきまして、災害時に透析医療が確保できるように示していければと思っています。

それから、もう一つ大事なものは、患者の自助としての食事の管理です。2~3日透析ができない場合も想定されますし、透析時間が短くなるということもありますので、患者自身が災害時に食事や体調の管理をしなければならないというような啓発を私たちの会は行っていきたいと思っております。

会長

ありがとうございます。事務局お願いします。

障害福祉課長

ただ今、皆さまからさまざまご意見いただきました。多くの方から1次避難所、2次避難所といったお話も頂いたところでございますが、区では今回の台風19号を受けて、さまざまな部署、災害避難所開設に当たった職員の中で検討を進めてきたところでございます。

私ども福祉部、または危機管理室といたしましても、先ほどお話がありましたような2次避難所について、大きな課題があると認識しております。高齢の方や障害の方が、最初から設備が整った福祉施設に避難する方法はないかということで、ただ今検討しているところでございます。

まずは受け皿となる福祉避難所になる社会福祉施設をどれだけ確保できるのか、名簿を作成して優先的に避難していただく、いわゆる要配慮者を選定するにはどういった基準を作るのかといったところなどのさまざまな課題があるかと思えます。区でも検討しているところでございますので、検討状況につきましては今後随時ご報告をさせていただければと考えてございます。

併せて福祉部といたしましては、障害をお持ちの方が災害時に避難等の行動を取るに当たりまして、何か助けになるような、マニュアルみたいなものを作れないかということで今、検討を始めたところでございます。こちらにつきましても、検討状況が進みましたら委員の皆さまからのご意見を頂ければと考えてございます。

また、本日先ほど申し上げましたように、区の防災担当の職員もここへ立ち合わせていただいているところでございますので、委員の皆さまのお許しを頂ければ、防災担当の職員からも一言発言させたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

会長

はい。お願いします。

防災危機管理課計画係長

本日、皆さまからさまざまな意見を頂戴いたしました。今までもこのような声も上がっていたところですが、今年の台風19号のときに、江戸川区でも初となります避難勧告を発令いたしました。この勧告のタイミングにつきましても、どのタイミングで出すかいろいろと議論をしまして、風が強まる前、それから暗いと避難も大変だということがありますので、そうなる前に、警報が出るよりも前の朝の9時45分の時点で避難勧告を発令させていただきました。

ただ、この勧告の発令の仕方も、新中川以西ということで、新中川が氾濫するのではないかというような誤解を招いたということもございました。実際は荒川の氾濫の危険性があったということで、新中川よりも西側というような避難勧告ではあったのですが、勧告の行き渡り方、または情報の伝わり方に関しましても課題が表れてまいりました。

また、避難所の開設を行いました。その中でも避難所には要配慮者の方が多数いらっしゃいました。例えば車椅子の方については、1階じゃ大変だから2階、3階ということで考えた職員もおりまして、その中では改築になっている小学校、中学校以外はエレベーターが付いておりませんので、人力で上げたというようなこともあります。

その他いろいろな課題が今回は表れてまいりました。職員の体制、避難所の体制を含めまして改善点がありますので、検討して、来年度、再来年度には鋭意改善をして、皆さまに情報提供させていただきたいと考えております。

会長

ありがとうございます。最後に区からのいろいろな検討事項を伺いまして、さまざまな方の実体験、そしてまた今後の団体としての対策、今までの活動内容、非常に有意義な話を聞かしていただきました。

私は江戸川区医師会ということで、利用団体は都と合同で毎年、合同防災訓練をはじめ、各地区に分かれて、トリアージから緊急救護避難所の開設までの訓練を実施しています。

私が医師会に入って20年以上たつのですが、当初始まったときは、東日本大震災もなかったですし、ちょうど淡路大震災があったということで、災害に対しては徐々に対策を練って今に至っております。昨今では先ほど言ったように台風に関してにもなりますが、さまざまな防災に関しての対策、情報がいろいろ集まっており、整備していかなくてはいけないと皆さんのご意見を聞いて感じました。

われわれ医療の立場は、支える側になるかと思いますが、情報が必要だなと思います。先ほど話をした防災訓練でもありましたように、無線や防災用の一斉のメールなどを使いながら、われわれ医療従事者の連携を努めていくのも、重要な内容になっていくと思っております。

前回の地域自立支援協議会で私の千葉にある特別養護老人ホームの停電の話をしました。停電が起きて、初めて何が必要なのか、何に取り掛からなければならないのか、初めて分かることもあります。その都度、新たなことが見つかっていきます。また皆さま方の話にもあったように、施設は福祉避難所の認定を受けていれば、福祉避難所としてどういう機能をしていかなくてはならないのか、さらなるニーズの高まりを感じております。

私は、台風19号のときに訪問診療を行っていますので、在宅で寝たきりの方々をなるべく施設が開いているのであれば施設に入らせていただいて、1泊でも2泊でも台風の避難ということで入所してもらうことを進めました。今後は、福祉サービス事業者がどのようなことをできるのかということをもっと検討しなくてはならないと思います。

その前に私が考えるのは、事業所で何ができるのか、何をすべきかということと一緒に考えなくてはならない時期だと思います。先ほどお話にあった災害マニュアルや事業継続計画の策定も非常に重要になります。災害時に事業が継続できるように、入所者の命を守る、安全を守ることは非常に大事です。また、そこで働く職員の安全も必要です。そのようなことも考えて運営していかなくてはならないと思います。

私は東京都でも大規模停電が起きたとき自家発電をどうするのかという検討委員会の委員になっております。高齢者施設には国が補助金を出して、消防用の非常発電はありますが、非常用の自家発電はありません。ほとんどの施設でないと思います。停電が起きると電気もつかないし、暑いときは冷房もつかないような状況になってしまいます。そこで、自家発電について補助金を含めた対応を検討しております。

発災3日後には、避難所が開設され、いろいろな方々が福祉避難所、いわゆる特別養護老人ホームなどに移るに当たって、受け入れ体制を十分に整えていかなくてはならないと思います。そのためには、自家発電を備えていく必要があると思います。

地域の方々の避難所としての機能をうまく地域の資源を使って、われわれが連携しながら対応していくことが、これからのネットワークの構築を盤石に積み重ねていくということで、今回の台風19号がいい勉強になったと個人的に考えております。

他にも足りない部分があるかと思いますが、私もサービス事業所の管理者として、地域の声聞きながら、少しでもお役に立てるような努力していきたいと思っております。

事務局から何かございますか。

それでは、皆さま方の貴重なご意見頂戴しまして大変参考になりました。皆さまのお立場に戻られ、本日の意見交換の内容などを共有していただければと思います。次年度のテーマにつきましては、事務局で検討の上お知らせをしたいと思っております。

それでは続きまして、議事3「第6期江戸川区障害福祉計画・第2期江戸川区障害児福

社計画の策定について」事務局からご報告をお願いいたします。

障害者福祉課長

資料2「第6期江戸川区障害福祉計画及び第2期江戸川区障害児福祉計画の策定について」をご用意ください。

(1)の「計画の位置づけ」にもございますように、平成29年度に策定をいたしました第5期計画につきましては、令和2年度が最終年次を迎えます。そのため、来年度令和2年度には次期計画の策定を予定しています。

資料裏面の(2)「策定の考え方」をご覧ください。計画につきましては、国の基本指針に則しまして、併せてこちらにございますように、区の計画がございます。障害のある方が地域で自立して生活でき、安心して暮らせる環境づくりを進めるということを踏まえまして、国の基本理念と区の計画の方向性、これを同一にする形にして策定をするということとを予定しています。

また、ここから先は資料にはございませんが、計画の策定に当たりましては、地域自立支援協議会が計画の意見をお伺いする場として位置付けさせていただいているところでございます。来年度この計画策定につきましても、皆さまからご意見を頂ければと思います。

また、計画策定の詳細につきましては、地域自立支援協議会とは別途開催する障害福祉計画策定委員会で担っていただく形を予定しています。この計画策定委員会につきましても、地域自立支援協議会の委員の中から何人かの方に委員となっただけであればと考えているところでございます。

来年度の計画策定委員会につきましては、年間3回の開催を予定していますが、計画面等につきましては、また改めてお示しをさせていただきます。

また、前回の地域自立支援協議会でご報告をさせていただきましたが、この計画策定に向けた基礎調査を実施しました。昨年11月13日に終了し1,500件配布したうちの988件65.9%の回収をしています。この内容につきましては、集計、分析をただ今行っているところです。調査結果につきましては、来年度の第1回地域自立支援協議会でご報告をさせていただければと考えています。

会長

ありがとうございます。この件につきまして、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、次の議事に入りたいと思います。続きましては、議事4「情報共有・その他」につきまして、事務局からお願いいたします。

障害者福祉課長

はい。議事4「情報共有・その他」につきましては、まず新型コロナウイルス感染症対策について、併せて発達障害相談センターの開設についてと、自殺防止！えどがわキャンペーンのご案内をさせていただきたいと思います。

健康部長

今、皆さま、新聞やテレビでご覧になって大変心配していると思いますが、新型コロナウイルスの感染症対策についてお話しさせていただきます。現在の感染状況に関しましては全世界で2万人を超えています。最初は中国の武漢で、今は湖北省から感染があり、国

内でも感染者が三十数人というのが今朝で状況でございます。

国や東京都でも対策本部が立ち上がり、昨日の時点で区でも対策本部を立ち上げたところでは。

保健所としましては、皆さんにはできる限り冷静な対応をしていただきたいと思います。普段からインフルエンザ対策ということで、うがい、手洗い、マスクがあります。マスクは万全ではないです。エチケットとして、自分が咳をするときにマスクをしていれば、その飛沫が皆さんに届きません。周りに咳をしている人がいるときには、防ぐことができるので、予防の一つにはなります。そのような一般の感染症対策をきちんとしていただければと考えています。

区の保健所では相談窓口をつくっております。中国湖北省から帰国、入国した方、またはそういう方と接触したことがある方で、2週間以内に37.5度以上の発熱、呼吸器症状のある方については、保健所に連絡をくださいということになっております。保健所では、必要な医療機関を紹介して、受診していただいて検査をすることになっております。

現在、地域的な関わりのない方同士での感染は、認められておりません。まだまん延状況になっているということではないと思っております。今は、どのように感染したかというのがつかめるような状況になっております。

東京都では、さらに対策を強化するというので、今日か明日に、帰国者・接触者相談センターを全国の保健所に立ち上げるようになっております。全都体制で立ち上げていく予定で、江戸川区でも立ち上げる予定でございます。受け付けをする方は、先ほど言った方についてとなります。

皆さんへのお知らせは、ホームページを活用したり、来週の初めごろに『広報えどがわ』の臨時号を出す予定でございます。全戸配布したいと考えてございますので、ご覧になっていただきたいと思います。

そのような状況ですので、皆さん、普段と同じような感染症対策をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

発達障害相談センター長

まず初めに、「江戸川区発達相談・支援センター」というチラシをご覧ください。

区立小松川幼稚園が閉園し、その跡地を活用させていただきまして、改修し、来年度2020年4月1日から発達相談・支援センターを全面的にオープンさせていただきます。現在グリーンパレスで実施している発達障害相談センターの機能に、児童発達支援事業と保育所等訪問支援事業、そして、計画相談をさせていただくセンターを開設します。江戸川区内で初めての、児童発達支援センターの機能を併せ持つセンターになります。

また、裏面に、このセンターの特色が書いてあります。後ほど見ていただければと思いますが、お子さんが取り組む支援の内容が見える化になっていたり、また、効果が目で見えるような形で分かりやすくなっていたりしているところが特色の一つでございます。

そして4月の全面オープンに先立ちまして、2月15日土曜日、10時から15時半総合文化センターの研修室で、キックオフのシンポジウムを開催させていただきます。内容もご覧いただければと思っております。まだ空きもございますので、お時間が許す方は足をお運びいただければと考えております。

健康部副参事

3月が自殺対策強化月間ということで、毎年行っているキャンペーンになります。内容

に関しては、区内の図書館 12 カ所あるうちの 9 カ所で、パネル展示や関連図書の紹介をさせていただきたいと思っております。また、3月3日～10日の1週間、区役所の1階でパネル展示させていただきますので、通りかかりましたら、ぜひ見ていただければと思います。

また、毎月行っている総合相談会は3月と4月の日程が記載されております。さまざまな悩みに対応できるようスタッフをそろえておりますので、必要な方がありましたらご紹介いただければと思います。

また、東京キャンペーン特別電話相談が記載しております。こちらは東京都が行う事業で、この強化月間に合わせて時間帯を延長したり、夜間を充実させたりということで実施するものになります。必要あれば、ご紹介いただければと思います。

また、若者向けに東京 LINE 相談も常時行っています。

こちらのポスターは、区内の掲示板や関連機関に掲示をお願いする予定ですが、ご関係の方がありましたら、ご案内いただけたらと思います。

障害者福祉課長

続きまして、私からは、東京オリンピック・パラリンピックの関連情報の情報提供をさせていただきます。

「2020 だより」をご覧ください。表面が、東京 2020 オリンピックの聖火リレーにつきましての情報提供でございます。オリンピック聖火リレーのルートが発表されています。走行日は7月20日曜日となり、葛飾区の次の2番目に江戸川区に聖火リレーが参ります。

ルート概要は、小岩駅前の FM ラジオ局前から、千葉街道、船堀街道を経て、船堀駅北口に走行するルートとなっています。途中、第三松江小学校におきましてセレモニーを行わせていただく予定です。

続いて裏面はパラリンピック聖火リレーになります。パラリンピックにつきましては、まだルートは発表されてございませんが、区内走行日は8月22日土曜日を予定しています。スケジュールは、千代田区から始まり5番目が江戸川区になります。その日の最後の走行する区が江戸川区ということで、最後にセレモニーを大々的に行う予定になります。

パラリンピックの聖火リレーにつきましては、聖火ランナーの公募を行っています。東京都聖火リレー実行委員会や株式会社 LIXIL の応募方法については、それぞれホームページ等でご確認をいただければと思います。

会長

ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、委員の皆さま方からご質問はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局から他に連絡等ございますか。

障害者福祉課計画係長

事務局から次回の協議会日程についてご連絡いたします。

次回の協議会日程ですが、令和2年度第1回の地域自立支援協議会は7月9日木曜日の午後を予定しております。会場はグリーンパレス2階、千歳芙蓉の間でございます。詳細につきましては、後日ご連絡させていただきますので、ご予約をお願いいたします。

会長

ただ今、事務局から説明がありました。次回の協議会の開催につきましてご予定をお願いします。後日、事務局より開催通知をお送りいたします。よろしくお願いいたします。

終了時間が迫っておりますが、皆さま方から何か連絡事項等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、皆さま方のご協力により、無事協議会を終了することができました。以上をもちまして、第3回江戸川区地域自立支援協議会を終了いたします。本日は、どうもありがとうございました。

閉会時刻 午後3時00分